

規制業種／禁止業種

＜別紙＞

規制業種・禁止業種

(1) 根拠法

“Foreign Investment Promotion and Protection Act (FIPPA)”

『外国投資誘致保護法』(2002年5月25日成立)

イランにおけるすべての外国投資の承認に関する法的基盤となり、2002年に改定された法律であり、第1条～第25条から構成されている。各条項の詳細内容については、原文及び英文訳を参照。

“Implementing Regulations of The Law for The Promotion and Protection of Foreign Investments”

『外国誘致保護法施行法』(2002年10月15日成立)

FIPPA に付随した施行法であり、第1条～第38条及び補足説明から構成されている。同法には、投資認可の手続窓口として経済財務省管轄のイラン投資・経済・技術援助機構 (Organization for Investment, Economic and Technical Assistance of Iran : OIETAI) が規定されている。各条項の詳細内容については、原文及び英文訳を参照。

＜OIETAI：外国投資誘致保護法＞

<http://www.investiran.ir/en/ebook>

(2) 同法の主な特徴

- a. 同法に基づき認可された外資企業・個人（自然人）は、イラン国内企業・個人（自然人）と同等の権利・義務を享受される。（外資としての特別なインセンティブは存在しない。）
- b. イラン国内企業として認可された外資企業・個人は、イランの国内法に基づき活動しなければならない。
- c. 外資による国内市场における独占排除。（産業セクターの市場占有率：25%まで、産業サブセクターの市場占有率：35%までと規定）

(3) 同法の体系

a. “Foreign Investment Promotion and Protection Act (FIPPA)” 『外国投資誘致保護法』

第1章（第1条）	： 定義
第2章（第2条～第4条）	： 外資導入の一般条件
第3章（第5条～第7条）	： 意思決定
第4章（第8条～第10条）	： 資本の補償と譲渡
第5章（第11条～第18条）	： 外資の承認、輸入及び本国送還の規制
第6章（第19条）	： 紛争解決
第7条（第20条～第25条）	： 最終章

b. “Implementing Regulations of The Law for The Promotion and Protection of Foreign Investments”
『外国誘致保護法施行法』

第1章（第1条）	： 定義
第2章（第2条～第11条）	： 承認の条件及び手続き
第3章（第12条～第15条）	： 外国投資の受入れ
第4章（第16条～第20条）	： 外国投資サービスセンター
第5章（第21条）	： 外国資本の導入、評価、登録に関する規則
第6章（第22条～第31条）	： 資本及び利益の海外送金
第7条（第32条～第38条）	： 一般条項

(4) 投資形態の規定

a. 外国投資家の定義 (FIPPA 第1条)

非イラン国籍、あるいは、外国資本を用いるイラン国籍の個人及び法人で同法 FIPPA の第6条にて投資認可を得た者。

b. 外国資本の定義 (FIPPA 第1条)

- [1] イランの銀行及びイラン中央銀行を通じて国内に輸入された換金可能な外貨
- [2] 機械設備
- [3] 工具部品、CKD 部品と原料、添加及び補助物質
- [4] 特許権、技術ノウハウ、商標及び名称、特殊サービス
- [5] 外国投資家の譲渡可能な配当金
- [6] その他閣僚評議会により承認された事項

c. 外国投資の定義（FIPPA 第1条）

投資認可後の現存及び新規の経済事業における外資利用

d. FTZにおける資本の定義

FTZ関連法によると、資本とは、金融、機会・設備・材料、工業所有権、インフラ設備等と定義されている。

(5) 投資業種の規定

a. 工業、鉱業、農業、サービス業における生産諸活動の開発及び促進（FIPPA 第2条）

b. FTZ関連法によると、FTZ域内の全ての経済活動。

(6) 投資条件の規定（FIPPA 第2条）

a. 経済成長、技術革新、製品の品質強化、雇用機会及び輸出の増加に貢献すること。

b. 国家安全保障及び国益に脅威を与えない、環境破壊を発生させない、国家経済の発展を妨げない、国内投資家の生産を危険にさらさないこと。

c. 外国投資家に政府から特権を与えない。特権とは、外国投資家に独占的な地位を与える特別な権利を意味する。

d. 外国投資による財・サービスの国内市場占有率は、投資認可の発行時に各経済セクター（Economic Sector）において25%を超えてはならない。同時に、経済部門の下位となる各経済サブセクター（Each Field, Sub-Sector）において35%を超えてはならない。各経済分野とその分野の投資限度については閣僚評議会にて承認され、施行法において検討される。原油以外で、輸出を目的とした財・サービスの生産における外国投資は、前述の市場占有率が適用されない。

(各区分基準)

経済部門 (Economic Sector)	経済分野 (Each Field, Sub-Sector)
農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> • 作物栽培と園芸 • 酪農と養鶏、養蚕 • 林業と牧場 • 漁業と養殖

鉱業	<ul style="list-style-type: none"> • 原油と天然ガス（開発、生産、輸送） • その他鉱業（開発、生産、引出）
工業	<ul style="list-style-type: none"> • 食品、飲料とタバコ産業 • 繊維、衣類、皮革産業 • セルロース、印刷と出版産業 • 化学産業、石油製品、ゴム、プラスティック産業 • 石油と石炭以外の非金属鉱物産業 • 金属産業 • 機械、設備、工具、金属製品産業 • 輸送と自動車設備産業 • 電気、電子機器、電子機械産業（ラジオ、テレビ、通信機器、通信器具） • 電気、電子産業（家電製品含むその他製品） • 医療、光学、精密機器産業 • リサイクル産業
水道、電気、ガス業	<ul style="list-style-type: none"> • 上下水道の集水、浄化、供給、輸送、分配 • 電力生産、送信、供給 • 天然ガスの精製、供給
建設業	<ul style="list-style-type: none"> • 基礎建設 • 住宅建設 • 部材建設
運輸、通信業	<ul style="list-style-type: none"> • 鉄道輸送 • 道路輸送 • パイプ輸送 • 水運 • 空輸 • バックアップサービス • 郵便、電話
サービス業	<ul style="list-style-type: none"> • 金融業（銀行業、保険業等） • 観光業 • 広報 • 公的サービス • 教育および研究 • その他サービス（エンジニアリング、デザイン等）

(7) 投資方法の規定 (FIPPA 第3条)

- a. 民間部門への外国直接投資 (FDI)
- b. 「公共共同事業」、「バイバック」、「BOT (Build Operation Transfer)」の形態における全経済部門に対する外国投資。ただし、報酬及び利益は、これら投資された各事業の経済実績のみから得られ、政府、政府機関、銀行による保証に依存されない。
- c. 「BOT (Build Operation Transfer)」の投資に限り、この第3条b項を条件として、得られた利益は償却されず、事業で受領した残存資本を外国投資家が所有権を行使することは可能である。

(8) 投資保障の規定

- a. 同法 (FIPPA) に基づき外国投資は国内投資と同等な全ての権利、保護、便宜を享受することが保証される。(FIPPA 第8条)
- b. 外国投資は、国益に反しない限り、接收、国有化されることはない。その場合であっても、法的な手続きにより、公平な方法で、接收直前に実際の投資価値に基づき適切な弁済額を支払う。(FIPPA 第9条)

(9) 投資譲渡の規定 (FIPPA 第10条)

経済財務大臣の確認、外国投資委員会の承認に基づき、外国資本の一部、または全部を国内投資家、または、他の外国投資家に譲渡することは認められる。他の外国投資家に譲渡する場合、少なくとも当初の投資家と同等の条件を持つ者、あるいは、同法の見地から元の投資家と共同出資者になるか出資者を交替する者でなければならない。

(10) 外資の承認、輸入及び本国送還の規制

- a. 第11条： 外国資本の輸入手続き
 - [1] 現地通貨リアルに換算された現金
 - [2] 外国投資に関連して購入、注文し直接使用する物以外で現地通貨リアルに換算されない現金
 - [3] 権限ある機関による評価後の各現物
- b. 第12条： 外資に適用される換算レートは、イラン国内使用の公式レート、あるいは、中央銀行に

による市場レートが適用される。

- c. 第13条：外国資本元金、金利、資本の一部を海外送金・譲渡する場合は、外国投資委員会に告知し、法律に規定されている費用を差引後、外国投資委員会及び経済財務大臣の承認をもって実施可能。
- d. 第14条：外資による利益の海外送金は公租課税及び法律に規定されている費用を差引後、外国投資委員会及び経済財務大臣の承認をもって外国譲渡可能。
- e. 第15条：外資の融資による設備支払、関連費用、特許、技術ノウハウ、商標使用料等に関する外資に対して支払われた費用は、外国投資委員会及び経済財務大臣の承認をもって外国譲渡可能。
- f. 第16条：上述の第13条、第14条、第15条の送金手続きは、第3条b項に関連した条文である。
- g. 第17条：外貨送金手続き方法
 - [1] 銀行を通じた外貨購入。
 - [2] 製品輸出から獲得した外貨を使用。外資事業のサービス活動から獲得した外貨を使用。
 - [3] 関連法規に従い実行され、閣議で承認された特別なリストにある許可された財輸出。

(11) 紛争解決 (FIPPA 第19条)

政府と外国資本家との間で紛争が発生し、両者間の交渉によって解決しなかった場合は、イランの国内法廷にて争うことになる。また、二国間の投資協定を締結している場合は、別の方法で紛争解決する。